

復興整備計画
（第3回変更）

大槌町・岩手県

平成25年10月28日

（平成26年1月30日：様式第9の追加）

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）

大槌町の一部（別添の復興整備事業総括図のとおり。）

2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）

大槌町の将来像 「海の見えるつい散歩したくなるこだわりのある『美しいまち』」

① 安全で安心して暮らせるまち

適切な避難施設の配置や災害情報発信の高度化等を図り、高齢者や障がい者、漁業従事者、観光客などを含むすべての町民や来訪者が津波から生命を守ることができ、災害時には地域が助け合う安全で安心して暮らせるまちづくりを目指す。

② 地域で町民が寄り添い支え合うコンパクトなまち

市街地の拡散を防ぎ、地域の活力の根本である生活文化や地域のコミュニティを尊重し、町民が寄り添い、互いに支え合う暮らしができるコンパクトなまちを目指す。

③ 多様な交流と連携で産業が興る活力あるまち

産業業務施設の早期再建の場となる拠点エリアを整備するとともに、大槌町ならではの魅力ある地域資源を活かし、多様な交流・連携を促進し、新規事業が創出され産業が興る、活力あるまちを目指す。

④ 豊かな自然環境や景観形成に配慮した美しいまち

リアス式海岸特有の海と山に囲まれた大槌町ならではの自然環境を活かし、交流人口の拡大につながるような、自然と調和したこだわりのある美しいまちを目指す。

⑤ 地域に対する誇りや愛着を大切にすまち

住民の地域に対する誇りや愛着を大切にし、大槌町としての独自性を継承しながら、地域の歴史や文化を尊重したまちを目指す。

⑥ 復興を牽引する農業・農山村の振興

被災した農業の生産基盤の復旧による営農再開と農業の振興に向けた支援を行うとともに、認定農業者を含む多様な担い手による農地の利用促進、施設・機械等の導入を支援し、安全安心な農畜産物の生産と農業の6次産業化を推進する。

3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）

(1) 復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

災害に強い地域づくりの観点から、防潮堤、水門の整備とともに、土地利用を再編し、市街地を集約して嵩上げする等による市街地再生エリアや高台へ移転する住宅地について居住エリアとして整備します。移転跡地については、公園エリア、緑地エリアとしての整備を行うとともに、産業エリア、漁港関連施設エリアとして整備し、産業の再生を図ります。

① 住居系建築物の建設は、東日本大震災による津波と同程度の過去最大クラスの津波（以下「過去最大クラスの津波」という。）に対して、海岸保全施設（防潮堤・水門）の整備のほか、道路の嵩上げ、宅地の盛土など基盤整備によって浸水が想定されない区域内とします。

② 公共系建築物（災害時の避難所又は救護施設を兼ねるものに限る。）は、過去最大クラスの津波の浸水が想定されない区域への立地を推進します。

- ③ 業務系建築物は、その目的等に応じて、過去最大クラスの津波の浸水が想定される区域での立地を許容します。ただし、建築物の構造や避難手段の確保など一定の条件を付すことにします。
- ④ 被災した農地は、早期に復旧を図るほか、農地の高度利用を図るため、生産施設や農業機械の導入を併せて行い、被災地周辺の農地と一体的に活用することにより、優良農地の保全に努めます。
- ⑤ 東日本大震災の地震による地盤の沈下、津波による浸水といった各種被害によって土地利用の状況が大きく変化したこと等に伴い、利用可能な土地が限定されるが、農用地、保安林等を極力回避して事業用地を選定します。

(2) 土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）

① 町方地区〔(1)-A, (1)-E, (4)-A, (6)-A, (6)-B〕

大槌町の歴史的な中心地である町方を、引き続き町の中心として再興するため、防潮堤、水門を整備するとともに、市街地を上町、本町、末広町、大町の一部に集約し、土地地区画整理事業により嵩上げします（市街地再生エリア）。防潮堤、水門を整備しても、東日本大震災による津波の規模で浸水するエリア（須賀町、栄町、大町の一部）については、防災集団移転促進事業により小槌川右岸の住居エリア等に住居等を移転させ、その移転跡地は防災集団移転促進事業の移転促進区域として災害危険区域に指定するほか、JR山田線より北側の大槌川右岸の区域はまちの産業を担う企業や新たな産業集積の拠点となるよう産業エリアとして活用するとともに、公園エリアとして活用します。また、JR山田線より南側の区域は、公園エリア及び緑地エリアとして活用します。さらに、大槌川右岸沿いに道路を整備し、小槌川右岸においては公共下水道を整備します。

② 寺野地区〔(6)-F〕

当地区は、東日本大震災による津波の被害を免れた地区であり、震災により被災し、応急仮設住宅などに入居している被災者の住居の安定を図るため、都市公園である寺野公園を廃止し、そこに防災集団移転促進事業の住宅団地や災害公営住宅を整備するほか、道路、公共下水道等の公共施設の整備も進め、津波に対し安全な高台の住宅団地として整備します（住居エリア）。

③ 小枕・伸松地区〔(4)-A〕

当地区は、東日本大震災による津波により集落のほぼ全域が壊滅的な被害を受け、再び東日本大震災による津波と同程度の津波を受ければ孤立するおそれがあることから、防潮堤、水門を整備するが、同地区には住宅団地を造成せず、防災集団移転促進事業により大槌川右岸の大ケ口地区付近の安全な高台に住宅団地を整備します（住居エリア）。また、防災集団移転促進事業の移転跡地は、移転促進区域として災害危険区域に指定するほか、緑地エリア及び漁港関連施設エリアとして活用します。

④ 沢山・源水・大ケ口地区〔(6)-C, (6)-D, (6)-E〕

当地区は、東日本大震災による津浪により一部地域で甚大な被害を受けたが、大槌川及び小槌川の河口付近に防潮堤、水門を整備することにより、今回の津浪の規模が再来しても浸水しない地域になるため、道路、公共下水道を整備し、防災集団移転促進事業の住宅団地とするほか、小中一貫教育校を配置した文教ゾーンとしての整備を進めます。

⑤ 安渡地区〔(1)-B, (1)-F, (4)-B, (6)-G, (6)-H〕

当地区は、既存のコミュニティを維持しながら、防災集団移転促進事業により旧安渡小学校付近に新たに住宅団地（住居エリア）や地域の拠点となる交流施設及び避難ホール等を整備し、また、被災した安渡地区の一部を土地地区画整理事業により嵩上げをして、既存住宅地と繋がりを持たせるよう、コンパクトで一体感を持った市街地を構築して（市街地再生エリア）、道路、公共下水道の公共施設等を整備しつつ、地域の中心を再編します。また、防潮堤を整備するとともに、防災集団移転促進事業の移転跡地は移転促進区域として災害危険区域に指定するほか、緑地エリア及び公園エリアとして活用するとともに、沿道サービスに寄与する事務所や水産加工施設等、まちの産業を担う企業の拠点となるよう産業エリアとして整備します。防災集団移転促進事業の移転跡地以外の沿岸部は、漁港関連施設エリアとして活用します。

⑥ 赤浜地区〔(1)-C, (4)-C, (6)-I〕

当地区は、整備する防潮堤は旧来の高さに留め、防災集団移転促進事業により被災しなかった地区に住宅地を形成し（住居エリア）、また、被災した地区の一部を土地地区画整理事業により嵩上げをして、既存住宅地と繋がりを持たせるよう、道路、公共下水道の公共施設等を整備しつつ、コンパクトで一体感を持った市街地を構築します（市街地再生エリア）。防災集団移転促進事業の移転跡地については移転促進区域として災害危険区域に指定するほか、産

業エリア及び緑地エリアとして活用するとともに、防災集団移転促進事業の移転跡地以外の沿岸部は、漁港関連施設エリアとして活用します。

⑦ 吉里吉里地区〔(1)-D, (4)-D〕

被災前のまちの中心部を残すために、防潮堤、水門を整備するほか、国道45号の内側に幹線道路（町道）を配置し、その幹線道路より西側を土地区画整理事業により嵩上げをして、商業系を含む市街地を構築します（市街地再生エリア）。また、幹線道路より東側にある住居等については、防災集団移転促進事業により吉里吉里中学校周辺及びJR山田線の北側に整備する高台の住宅団地（住居エリア）に移転します。防災集団移転促進事業の移転跡地については移転促進区域として災害危険区域に指定するほか、産業エリア、緑地エリア及び漁港関連施設エリアとして活用するとともに、防災集団移転促進事業の移転跡地以外の沿岸部は、漁港関連施設エリアとして活用します。

⑧ 浪板地区〔4-(E), (6)-J〕

被災前のまちの中心部を残すために、国道45号の内側に幹線道路（町道）を配置し、その幹線道路より西側に、商業系を含む市街地を構築します（市街地再生エリア）。また、東日本大震災による津波で被災した地区については、既存集落と一体となった住宅団地（住居エリア）を防災集団移転促進事業によりJR山田線付近に整備することで、地区の中心を山側に移動させ、安全でかつコミュニティを維持することができる集落を整備します。防災集団移転促進事業の移転跡地については移転促進区域として災害危険区域に指定するほか、道路を整備しつつ、緑地エリアとして活用するとともに、防災集団移転促進事業の移転跡地以外の沿岸部は、緑地エリアとして活用します。

(3) 復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1)市街地開発事業	(1)-A	事業の名称：町方地区震災復興土地区画整理事業 事業主体：大槌町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 種類：土地区画整理事業
	(1)-B	事業の名称：安渡地区震災復興土地区画整理事業 事業主体：大槌町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 種類：土地区画整理事業
	(1)-C	事業の名称：赤浜地区震災復興土地区画整理事業 事業主体：大槌町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 種類：土地区画整理事業
	(1)-D	事業の名称：吉里吉里地区震災復興土地区画整理事業 事業主体：大槌町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり

		実施予定期間：平成24年度～平成27年度 種類：土地区画整理事業
	(1)-E	事業の名称：町方地区津波復興拠点整備事業 事業主体：大槌町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成27年度 種類：津波復興拠点整備事業
	(1)-F	事業の名称：安渡地区津波復興拠点整備事業 事業主体：大槌町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成27年度 種類：津波復興拠点整備事業
(2) 土地改良事業		
(3) 復興一体事業		
(4) 集団移転促進事業	(4)-A	事業の名称：町方、小枕・伸松地区防災集団移転促進事業 町方地区防災集団移転促進事業 事業主体：大槌町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり（施行区：①-1、②-1～10、③-1～18） 実施予定期間：平成24年度～平成27年度
	(4)-B	事業の名称：安渡地区防災集団移転促進事業 事業主体：大槌町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度
	(4)-C	事業の名称：赤浜地区防災集団移転促進事業 事業主体：大槌町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度
	(4)-D	事業の名称：吉里吉里地区防災集団移転促進事業 事業主体：大槌町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり（施行区：a～f） 実施予定期間：平成24年度～平成27年度
	(4)-E	事業の名称：浪板地区防災集団移転促進事業 事業主体：大槌町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度

(5)住宅地区改良事業	(6)-A	事業の名称：町道新町末広町線整備事業 事業主体：大槌町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 種類：道路事業
(6)都市施設の整備に関する事業	(6)-B	事業の名称：町方地区下水道事業 事業主体：大槌町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 種類：公共下水道事業
	(6)-C	事業の名称：都計道町方大ケ口線整備事業 事業主体：大槌町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 種類：道路事業
	(6)-D	事業の名称：都計道町方大ケ口線(仮称)大ケ口大橋整備事業 事業主体：大槌町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 種類：道路事業
	(6)-E	事業の名称：沢山・大ケ口地区下水道事業 事業主体：大槌町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年 種類：公共下水道事業
	(6)-F	事業の名称：寺野地区下水道事業 事業主体：大槌町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 種類：公共下水道事業
	(6)-G	事業の名称：町道安渡幹線整備事業 事業主体：大槌町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 種類：道路事業

	(6)-H	事業の名称：安渡地区下水道事業 事業主体：大槌町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 種類：公共下水道事業
	(6)-I	事業の名称：町道赤浜1号線整備事業 事業主体：大槌町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 種類：道路事業
	(6)-J	事業の名称：(仮称)町道浪板幹線整備事業 事業主体：大槌町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 種類：道路事業
(7)津波防護施設の整備に関する事業		
(8)漁港漁場整備事業		
(9)保安施設事業		
(10)液状化対策事業		
(11)造成宅地滑動崩落対策事業		
(12)地籍調査事業		
(13)その他施設の整備に関する事業		
5 復興整備計画の期間 (法第46条第2項第5号関係)		
平成24年度～平成27年度		
6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項 (法第46条第2項第6号関係)		

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）							
整理番号	事業区分	図面記号	変更等する土地利用基本計画等	変更等の別	変更等する部分の面積(ha)		備考
					拡大	縮小	
1	集団移転促進事業(赤浜地区)	(4)-C	土地利用基本計画の森林地域	変更		4(3.63)	
			地域森林計画区域	変更		3.63	

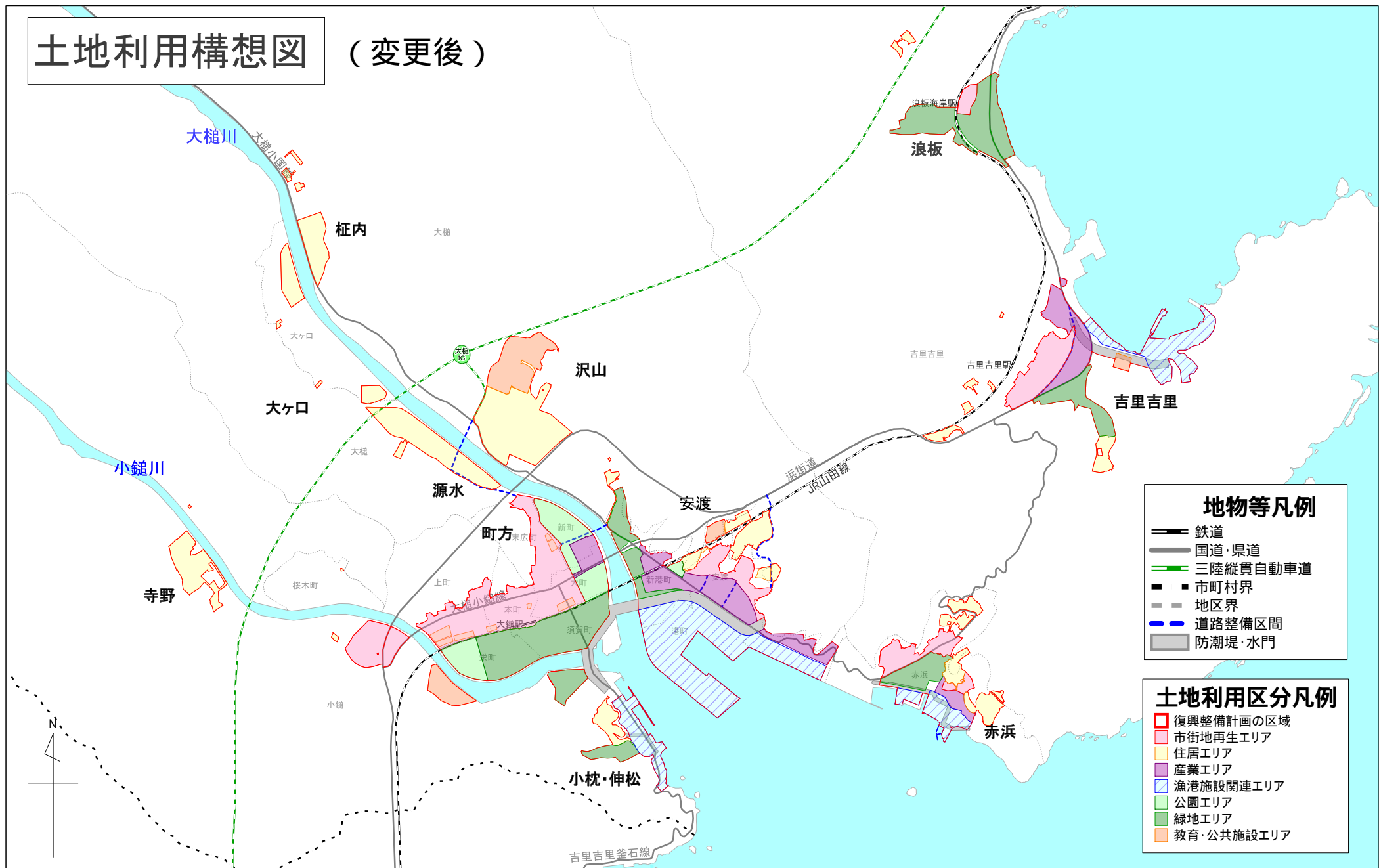
- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法		自然公園 法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可	第37条第1項の許可等
1	集団移転促進事業	(4)-A	○ ○ ○ (①地区)										
2	集団移転促進事業	(4)-B	○										
3	集団移転促進事業	(4)-C	○										
4	集団移転促進事業	(4)-D	○ <u>○</u> <u>(a・d地区)</u>										
5	集団移転促進事業	(4)-E	○ ○ ○										

- (注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
- 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
- 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。

土地利用構想図 (変更後)

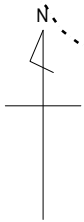


地物等凡例

- 鉄道
- 国道・県道
- 三陸縦貫自動車道
- 市町村界
- 地区界
- 道路整備区間
- 防潮堤・水門

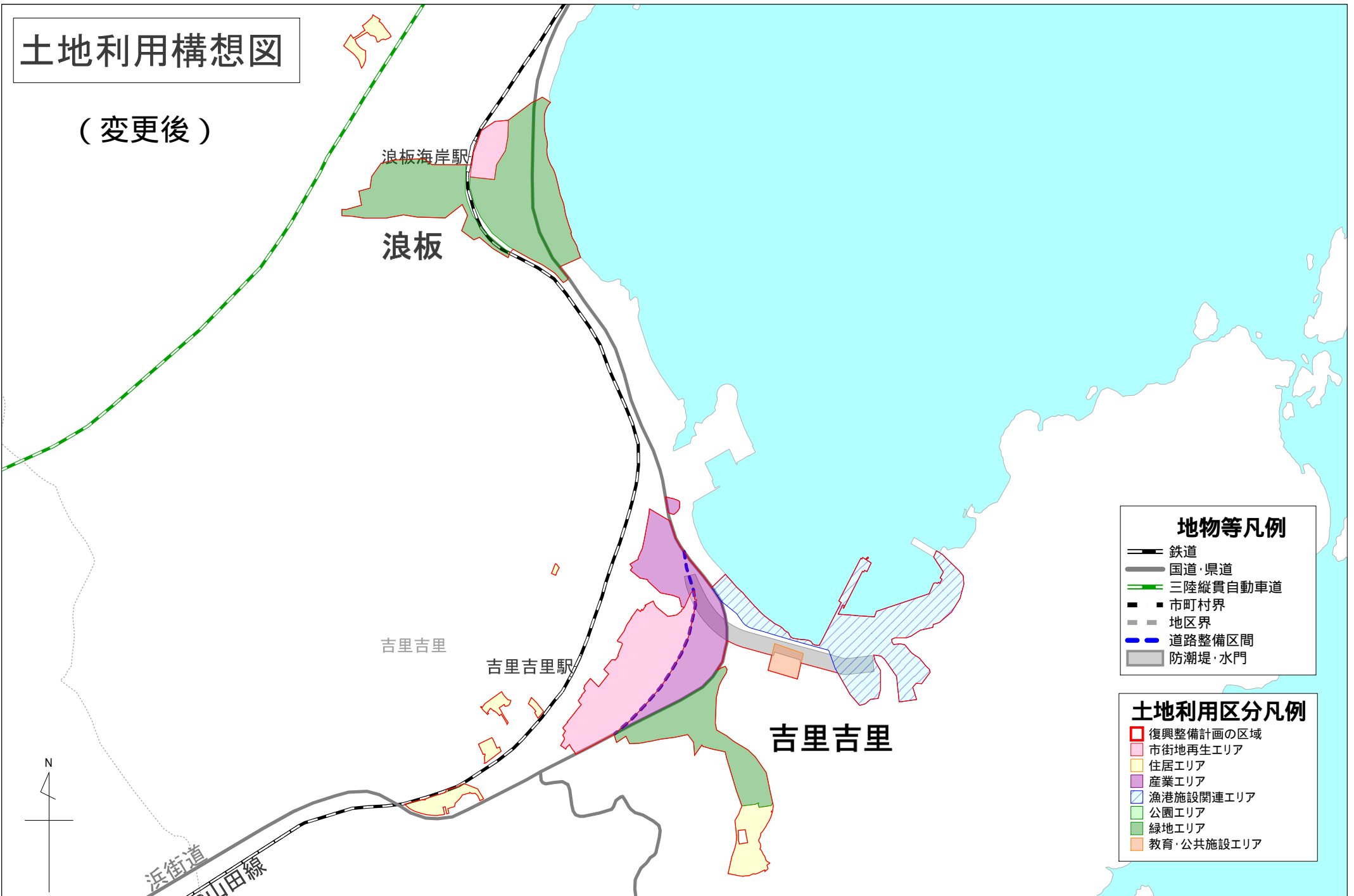
土地利用区分凡例

- 復興整備計画の区域
- 市街地再生エリア
- 住居エリア
- 産業エリア
- 漁港施設関連エリア
- 公園エリア
- 緑地エリア
- 教育・公共施設エリア



土地利用構想図

(変更後)



地物等凡例

- 鉄道
- 国道・県道
- 三陸縦貫自動車道
- 市町村界
- 地区界
- 道路整備区間
- 防潮堤・水門

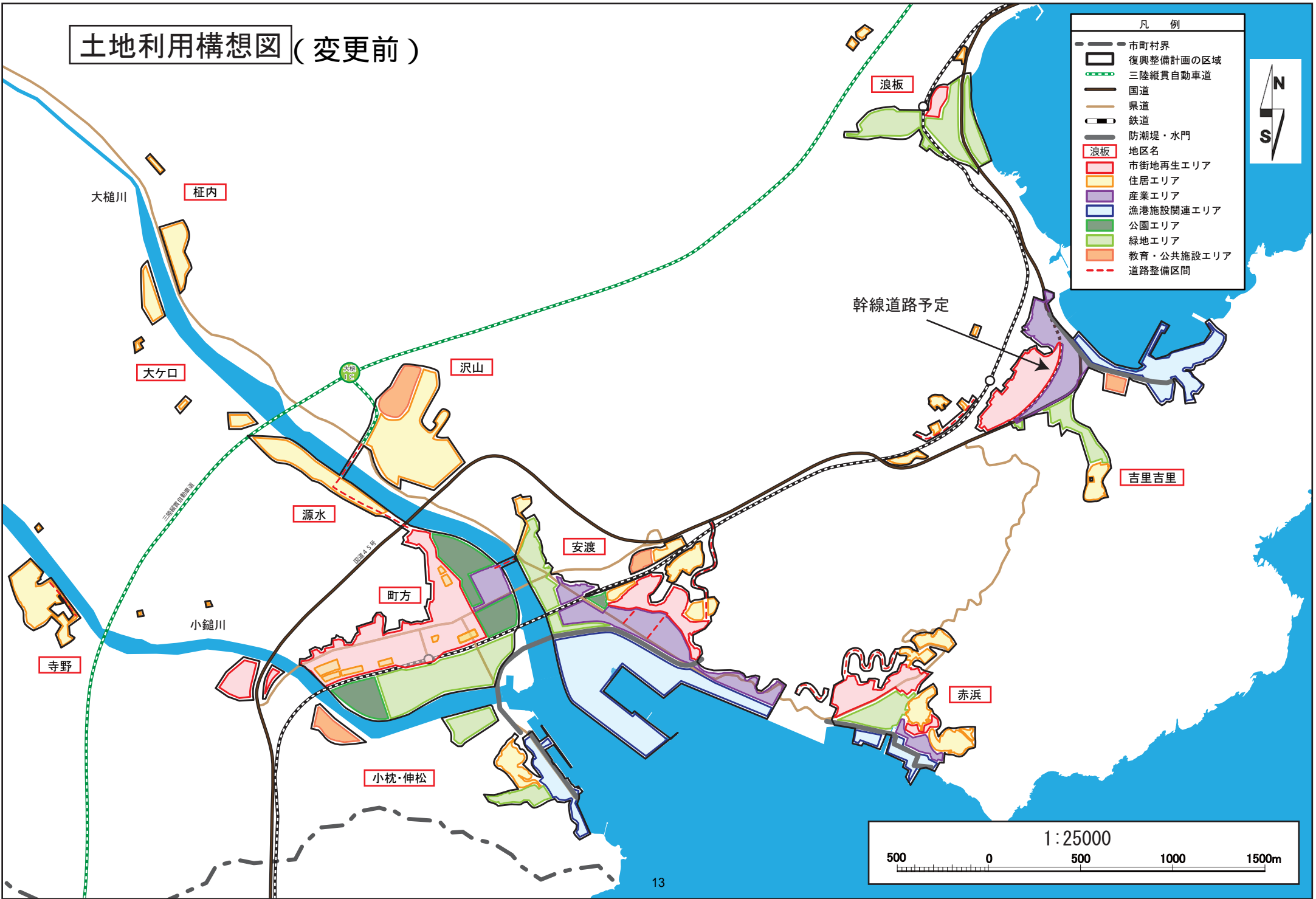
土地利用区分凡例

- 復興整備計画の区域
- 市街地再生エリア
- 住居エリア
- 産業エリア
- 漁港施設関連エリア
- 公園エリア
- 緑地エリア
- 教育・公共施設エリア

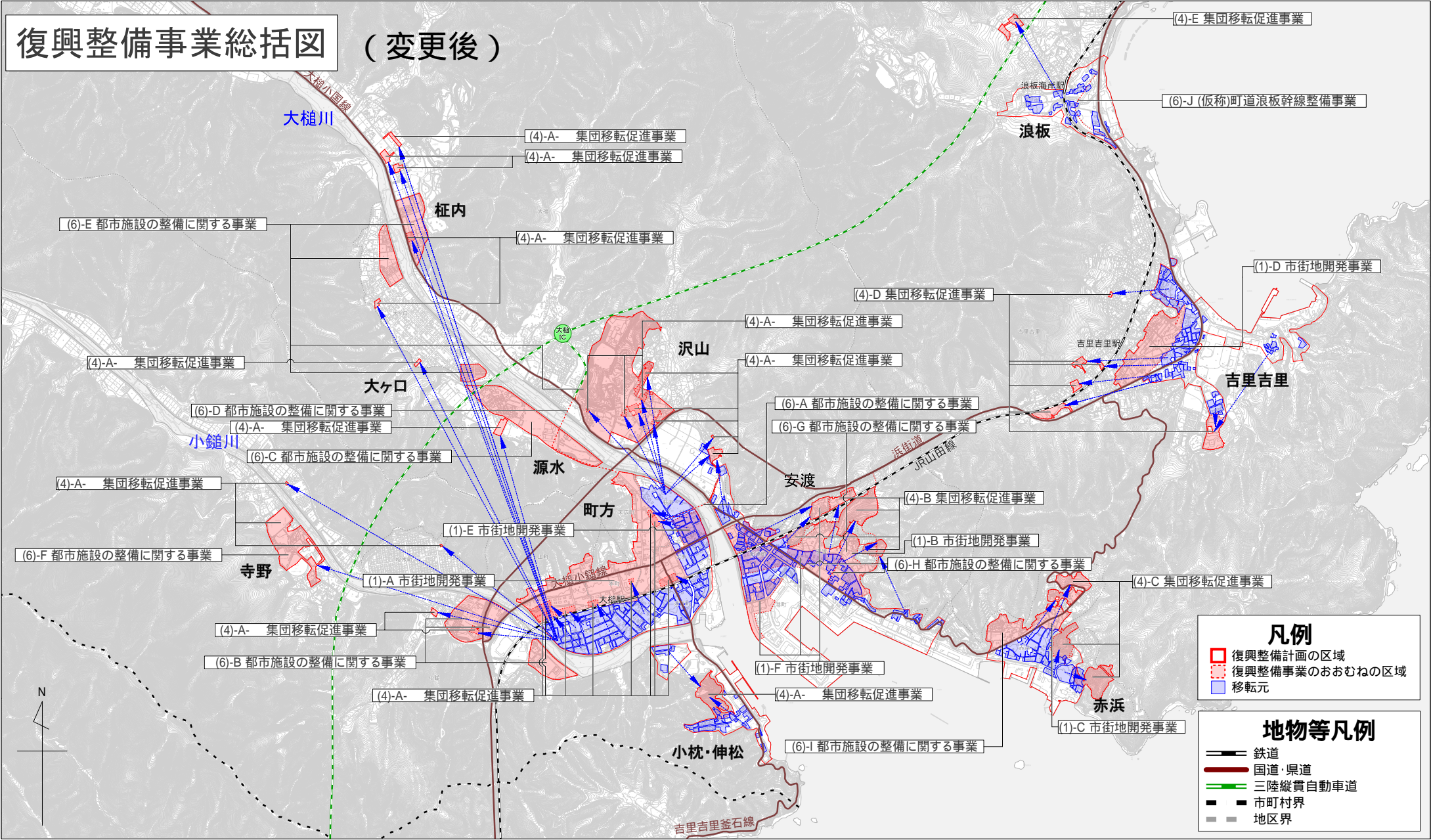
0 100 200 400 600 800 1000m

1:15000

土地利用構想図 (変更前)



復興整備事業総括図 (変更後)



凡例

- 復興整備計画の区域
- 復興整備事業のおむねの区域
- 移転元

地物等凡例

- 鉄道
- 国道・県道
- 三陸縦貫自動車道
- 市町村界
- 地区界



復興整備事業総括図

(変更後)

(4)-E 集団移転促進事業

(6)-J (仮称)町道浪板幹線整備事業

浪板

吉里吉里

吉里吉里駅

吉里吉里

(1)-D 市街地開発事業

(4)-D-f 集団移転促進事業

(4)-D-a 集団移転促進事業

(4)-D-e 集団移転促進事業

(4)-D-b 集団移転促進事業

(4)-D-c 集団移転促進事業

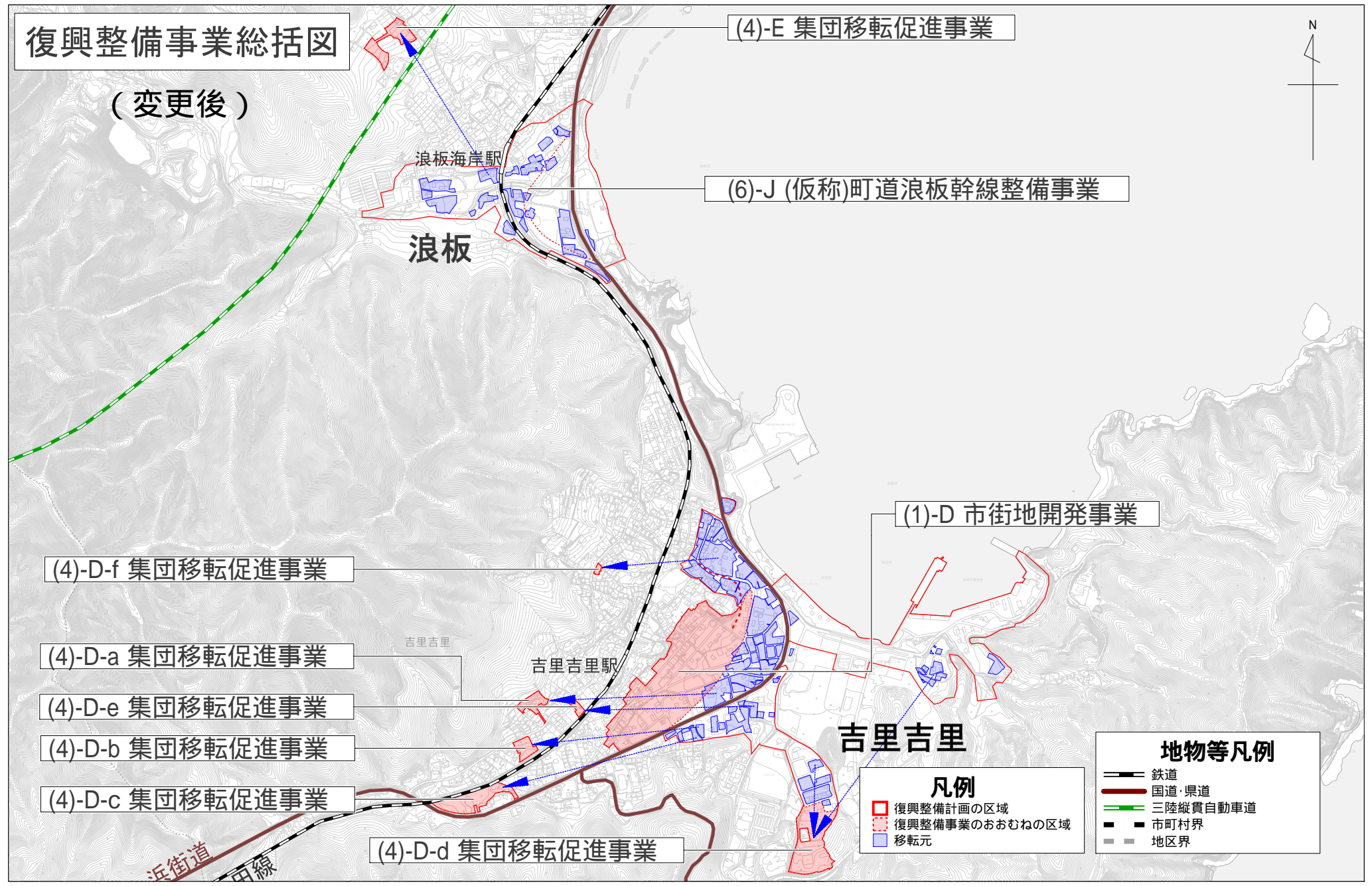
(4)-D-d 集団移転促進事業

近街道
田線

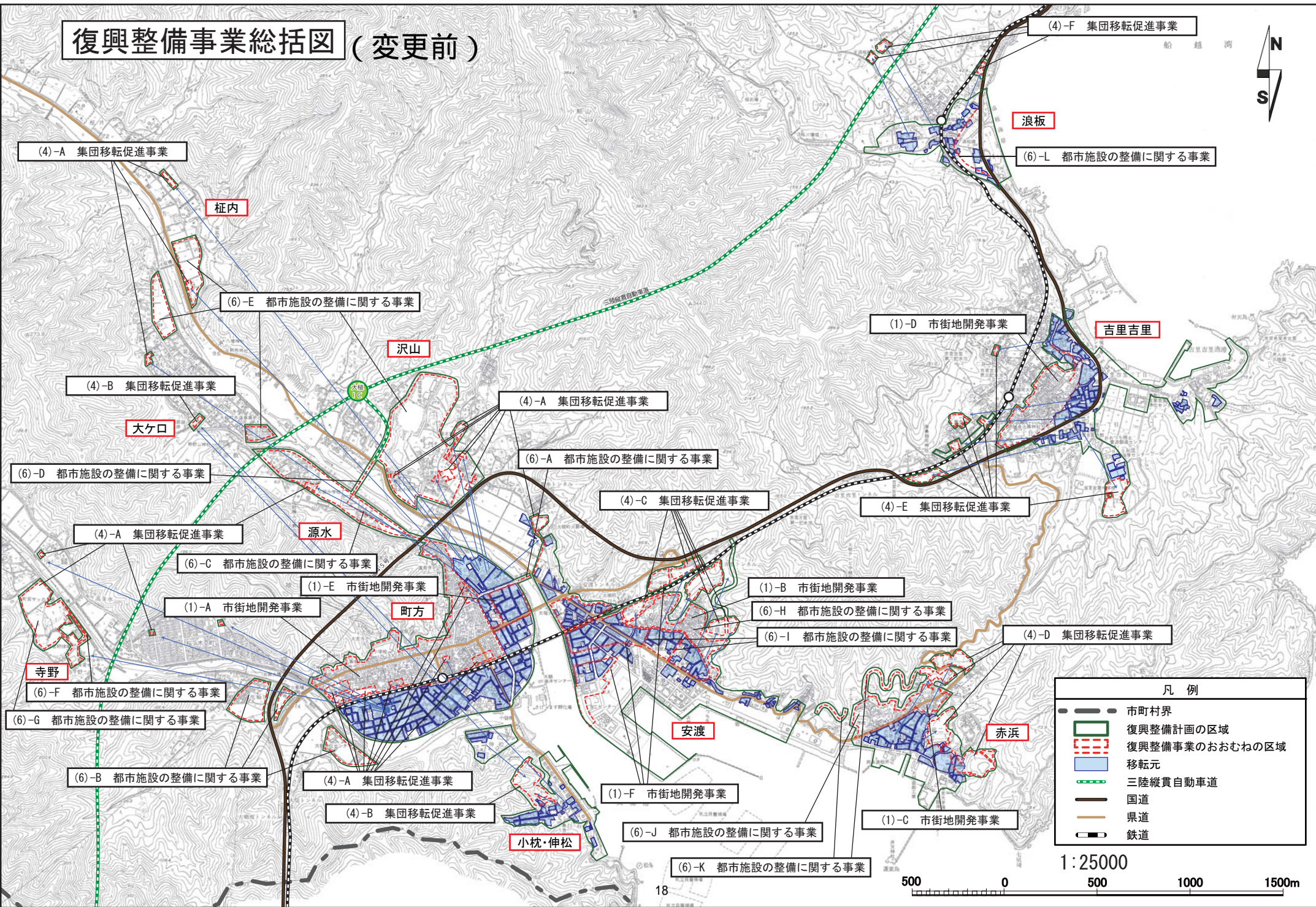
凡例
■ 復興整備計画の区域
■ 復興整備事業のおおむねの区域
■ 移転元

地物等凡例
— 鉄道
— 国道・県道
— 三陸縦貫自動車道
— 市町村界
— 地区界

0 100 200 400 600 800 1000m 1:15000



復興整備事業総括図 (変更前)



(4)-A 集団移転促進事業

梶内

(6)-E 都市施設の整備に関する事業

沢山

(4)-B 集団移転促進事業

大ケロ

(6)-D 都市施設の整備に関する事業

(4)-A 集団移転促進事業

(6)-A 都市施設の整備に関する事業

(4)-C 集団移転促進事業

(1)-D 市街地開発事業

吉里吉里

(6)-L 都市施設の整備に関する事業

浪板

(4)-A 集団移転促進事業

源水

(6)-C 都市施設の整備に関する事業

(1)-E 市街地開発事業

(1)-A 市街地開発事業

町方

(4)-C 集団移転促進事業

(4)-E 集団移転促進事業

(1)-B 市街地開発事業

(6)-H 都市施設の整備に関する事業

(6)-I 都市施設の整備に関する事業

(4)-D 集団移転促進事業

(6)-F 都市施設の整備に関する事業

寺野

(6)-G 都市施設の整備に関する事業

(6)-B 都市施設の整備に関する事業

(4)-A 集団移転促進事業

(1)-F 市街地開発事業

(6)-J 都市施設の整備に関する事業

(4)-B 集団移転促進事業

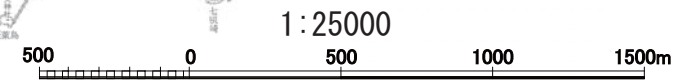
(6)-K 都市施設の整備に関する事業

小枕・伸松

(1)-C 市街地開発事業

赤浜

凡例	
	市町村界
	復興整備計画の区域
	復興整備事業のおおむねの区域
	移転元
	三陸縦貫自動車道
	国道
	県道
	鉄道



様式第8 法第49条第1項及び第4項第4号・第5号関係(農地転用の許可・農用地区域内の開発行為の許可)

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

<p>① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針</p> <ul style="list-style-type: none">○ 農業基盤の強化や生産性向上のため、更なる農地の集約化と早期の農地復旧を推進し、複合経営の確立を目指すとともに、地域の中心となる農業者への農地集積も合わせて進める。○ 定年帰農者及びU I ターン者を担い手として積極的に確保するとともに、遊休農地の活用を図りつつ、省力的に栽培可能な作物の導入を進める。○ 生産施設の整備や農業機械の導入を進め、地域特性を活かした野菜、花き等の園芸作物の生産拡大、商品価値の向上を図る。○ 町内の農林水産物(特産物を含む。)を組み合わせた加工品の開発・流通・販売を推進し、農業の6次産業化を図る。
<p>② 農業関係施策の推進に関する方針(農業生産基盤整備等の実施予定等)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 被災した農地(被害面積15ha)については、農地等災害復旧事業(県事業:10ha、H23~H25)により、復旧等を行い、復興組合を中心とする野菜栽培等での利用を図る。○ 農業の復興に向けた地域の経営再開マスタープランを作成し、集落における農業経営のあり方について検討するとともに、集落の中心となる経営体の育成に努める。○ 水稻、しいたけ、畜産を基幹に、ピーマン、ほうれん草、冬キャベツ、いちご、トルコギキョウ、りんどうなどの野菜や花き等を組み合わせた営農モデルの構築を目指す。○ 沢山地区においては、産直施設、農家レストラン、沿岸営農拠点センター(研修施設等)を設置するほか、農産物の加工部門を設け、販売施設と一体的な整備を行うことにより、農業の6次産業化に取り組む。

- (注) (1) 「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い営農を実現するため、どのような地域農業を目指していくのか等の基本的な方針を明確に記載する。
- (2) 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記載する。

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

<p>① 農地の確保の方針(農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 住宅地等への農地転用は、被災前の状況を踏まえて必要最小限とするとともに、復旧した農地は、野菜栽培や施設園芸を行う優良農地として確保する。○ 津波により被害を受けた農地及び農業用施設の復旧を図るとともに、地域の合意形成を図った上でほ場整備を実施することにより、優良農地の確保及び拡大を図る。○ 大槌町内の農用地区域以外の農地については、調査を実施した上で積極的に農用地区域に編入することにより、優良農地の確保を図る。○ 農業機械の導入による農作業の省力化・低コスト化、農地の利用集積、園芸作物、そば等の作付けを進め耕作放棄地の発生防止及び解消に努める。
<p>② 農地の利用の方針(住宅地等の移転跡地の農業利用を含む)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 被災した農地は、農地として復旧・復興することを基本とする。○ 経営再開マスタープランに基づく地域ぐるみの農業の推進により、水稻、しいたけ、畜産を基幹に、ピーマン、ほうれん草、冬キャベツ、いちご、トルコギキョウ、りんどうなどの野菜や花き等を組み合わせた営農モデルの構築を目指すほか、園芸作物、飼料作物、そば等の作付けを進め、土地の有効利用

を図る。

- 金沢地区、町方地区、吉里吉里地区、上京地区の沿道については、トマト等の施設園芸作物や原木しいたけの人工ほだ場（ハウス利用の団地化）として利用する。

③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況

別紙様式のとおり。

- (注) (1) 1の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記載する。
- (2) 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記載する。

3 当該土地利用方針に係る被災関連都道府県の知事の意見（法第49条第2項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））

該当なし。

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式1）

図面記号	地区名	復興整備事業の種類	土地の主な用途の種類	面積	うち	うち	うち	事業主体	施行年度	予定人口（世帯数）の規模等	土地利用区分	移転元との関連
					農地面積	農振地域面積	農用地区域面積					
(4)-A	町方、小枕・伸松地区 町方地区	集団移転促進事業	住宅地	15.3ha	2.5ha	—	—	大槌町	H24～H27	1,046人 (427戸)	非線引き 都市計画 区域内	移転元 28.4ha 非線引き都市計画区域の用途地域内、2,251人、918戸 移転跡地：産業用地・公園・緑地、 漁業関連用地
		(①)		0.2ha	0.2ha							
		(②-1)		0.3ha	0.3ha							
		(②-2)		0.2ha	0.2ha							
		(②-3)		0.4ha	0.4ha							
		(②-4)		0.1ha	0.1ha							
		(②-5)		0.2ha	0.1ha							
		(②-6)		0.6ha	0.5ha							
		(②-7)		0.3ha	0.3ha							
		(②-8)		0.1ha	0.1ha							
		(②-9)		0.1ha	0.1ha							
		(②-10)		0.6ha	0.2ha							
(③-1～18)	12.1ha	—										
(4)-B	安渡地区	集団移転促進事業	住宅地	2.4ha	1.7ha	—	—	大槌町	H24～H27	369人 (141戸)	非線引き 都市計画 区域内	移転元 10.9ha 非線引き都市計画区域の用途地域内、1,185人、482戸 移転跡地：産業用地・緑地・公園
(4)-C	赤浜地区	集団移転促進事業	住宅地	3.8ha	1.8ha	—	—	大槌町	H24～H27	212人 (81戸)	非線引き 都市計画 区域内	移転元 6.6ha 非線引き都市計画区域の用途地域内、367人、140戸 移転跡地：産業用地・緑地

(4)-D	吉里吉里地区	集団移転促進事業	住宅地	3.9ha	2.5ha 2.9ha	—	—	大槌町	H24～H27	201人 (75戸)	非線引き 都市計画 区域内	移転元 7.4ha 非線引き都市計画区域の用途地域 内、474人、177戸 移転跡地：産業用地・漁港施設関連 用地・緑地	
				(a)	0.5ha								0.2ha 0.3ha
				(b)	0.3ha								0.2ha
				(c)	1.0ha								0.8ha
				(d)	1.9ha								1.2ha 1.5ha
				(e)	0.1ha								0.1ha
				(f)	0.2ha								—
(4)-E	浪板地区	集団移転促進事業		0.7ha	0.4ha	0.4ha	0.4ha	大槌町	H24～H27	34人 (13戸)	非線引き 都市計画 区域内	移転元 2.8ha 非線引き都市計画区域の用途地域 外、123人、46戸 移転跡地：緑地	
計				26.1ha	8.9ha 9.3ha	0.4ha	0.4ha			1,859人 (738戸)			

(注) 面積表記は小数点第1位までの ha 表記に統一している都合上「面積」、「農地面積」、「農振地域面積」及び「農用地区域面積」欄の計は一致しないことがある。

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道府県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に示すこと。

- (注) (1) 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記載する。
- (2) 「復興整備事業の種類」は、法律第46条第2項第4号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記載する。
- (3) 「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記載する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。
- (4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記載する。
- (5) 「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（Ⅰ、Ⅱ、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記載する。

2 調整措置概要

地区名：(4)-A 町方、小枕・伸松地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
該当なし									
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
住宅団地の污水排水については個別の浄化槽により処理し、雨水排水についても道路側溝に接続するため、周辺農地に影響はない。また、周辺農地への出入りに影響は及ぼさない。なお、農業用水及び農業排水については、周辺農地において水田利用がなく、周辺農地への影響はない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
集団移転促進事業の進捗状況に合わせ、用途地域の指定手続きを行う。									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名： (4)-B 安渡地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
該当なし									
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
住宅団地の污水排水については個別の浄化槽により処理し、雨水排水についても道路側溝に接続するため、周辺農地に影響はない。また、周辺農地への出入りに影響は及ぼさない。なお、農業用水及び農業排水については、周辺農地において水田利用がなく、周辺農地への影響はない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
集団移転促進事業の進捗状況に合わせ、用途地域の指定手続きを行う。									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名： (4)-C 赤浜地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
該当なし									
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
住宅団地の污水排水については個別の浄化槽により処理し、雨水排水についても道路側溝に接続するため、周辺農地に影響はない。また、周辺農地への出入りに影響は及ぼさない。なお、農業用水及び農業排水については、周辺農地において水田利用がなく、周辺農地への影響はない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
集団移転促進事業の進捗状況に合わせ、用途地域の指定手続きを行う。									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名： (4)-D 吉里吉里地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
該当なし									
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
住宅団地の污水排水については個別の浄化槽により処理し、雨水排水についても道路側溝に接続するため、周辺農地に影響はない。また、周辺農地への出入りに影響は及ぼさない。なお、農業用水及び農業排水については、周辺農地において水田利用がなく、周辺農地への影響はない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
集団移転促進事業の進捗状況に合わせ、用途地域の指定手続きを行う。									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：(4)-E 浪板地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
該当なし									
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
住宅団地の污水排水については個別の浄化槽により処理し、雨水排水についても道路側溝に接続するため、周辺農地に影響はない。また、周辺農地への出入りに影響は及ぼさない。なお、農業用水及び農業排水については、周辺農地において水田利用がなく、周辺農地への影響はない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
集団移転促進事業の進捗状況に合わせ、農用地利用計画の変更等の手続きを行う。									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。